

## 適時開示体制概要書

横河電機株式会社  
(コード番号 6841 東証第一部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 適時開示のポリシー

当社は投資者の皆様にとって適切な投資情報をお届けするために、透明性・公平性・継続性を原則としてタイムリーな情報開示を行っております。具体的には東京証券取引所の適時開示規則に従った情報その他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な、重要事実以外の情報につきましても積極的に開示しております。

#### 2. 適時開示の担当部署

当社では会社情報の適時開示について、本社 I R 部門が窓口となり以下の体制にて情報の収集・重要性の判断を行っております。

##### (会社情報収集)

当社及び子会社において発生した重要事実・決議事項は法令及び取締役会規程・意思決定規程・危機管理規程その他社内規程に基づき、取締役会、経営会議及び危機管理委員会に直ちに報告される体制をとっております。

##### (適時開示の判断)

情報の集約は取締役会、経営会議、危機管理委員会メンバーである、I R 担当役員（東京証券取引所へ届け済みの情報取扱責任者）が行います。I R 担当役員は、適時開示担当部署である本社 I R 部門の長へ情報伝達を行うとともに関連部署と協議し、東京証券取引所の適時開示規則および金融商品取引法に従い、適時開示の要否について判断しております。

##### (外部公表)

会社情報の開示につきましては、本社 I R 部門が東京証券取引所の適時開示規則に従いすみやかに行っております。

以上

<参考>

適時開示に係る社内体制の概略図

